

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「有機溶剤10物質等」が、特定化学物質障害予防規則(特化則)第2類物質に指定され、エチルベンゼンと同様に規制・管理されるパブリックコメントが発表されました。

【対象物質】

①ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名: DDVP)	⑦スチレン
②クロホルム	⑧1,1,2,2-テトラクロエタン
③四塩化炭素	⑨テトラクロエチレン
④1,4-ジオキサン	⑩トリクロエチレン
⑤1,2-ジクロエタン	⑪メチルイソブチルケトン
⑥ジクロメタン	⑫ ①~⑪のいずれかを含有する製剤 その他の物

公布日 平成26年8月中旬(予定)

施行日 平成26年11月1日(予定)

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに

作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジニア課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)

作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)

営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 主な改正内容

(1) 有機溶剤10物質関係

①特化則「第二類物質」の「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改称されます。

②特別有機溶剤等に次のものが追加されます。これら有機溶剤10物質が特別有機溶剤等に追加されることで、エチルベンゼンと同様の規制が義務付けられます。

(規制についての詳細内容につきましては公布され次第、お知らせします。)

A) 有機溶剤10物質

1) クロロホルム

2) 四塩化炭素

3) 1, 4-ジオキサン

4) 1, 2-ジクロロエタン(別名: 二塩化エチレン)

5) ジクロロメタン(別名: 二塩化メチレン)

6) スチレン

7) 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名: 四塩化アセチレン)

8) テトラクロロエチレン(別名: パークロールエチレン)

9) トリクロロエチレン

10) メチルイソブチルケトン

B) 有機溶剤10物質の含有量が重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

C) エチルベンゼン、1, 2-ジクロロプロパン、有機溶剤10物質と有機則の有機溶剤の合計重量が5%を超えて含有する製剤その他の物(有機溶剤含有物を除く。)

③対象業務は、屋内作業場等において行う以下の業務です。

イ) 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入業務

ロ) 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

ハ) 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務

ニ) 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ) 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

ヘ) 接着のためにする有機溶剤等の塗布の作業

ト) 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務

チ) 有機溶剤等を用いて行う洗浄(ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)
又は払しょくの業務

リ) 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)

又) 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務

ル) 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務

ヲ)有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。)の内部における業務

④作業主任者の選任

作業主任者の選任は、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任します。

⑤作業環境測定の実施

エチルベンゼンと同様の測定と記録の保存が必要となります。

⑥特殊健康診断

特殊健康診断が必要となりますが、配転後の特殊健康診断の実施にあつては、ジクロロメタン又はその製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、印刷機等の洗浄・払拭の業務のみを対象とします。

(2) ジメチルー2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名：DDVP)関係

①特化則「第二類物質」および「特定第二類物質」に「DDVP」及び「DDVPを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物」が追加されます。

②これら物質が追加されることにより、これら物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合には、局所排気装置の設置等の発散抑制措置、各種設備の使用後の処理、漏えい防止のための措置、作業主任者の選任(作業主任者の選任は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任しなくてはなりません。)、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、保護具の備え付け等が義務付けられます。

(3) 女性労働基準規則(昭和61年労働省令第3号)の一部改正

女性の就業を禁止する業務に、次のものが追加されます。

①屋内作業場であつて、特化則第36条の2の規定により作業環境測定結果の評価を行った結果、第3管理区分に区分された場所での業務

②対象物質の追加

1) スチレン

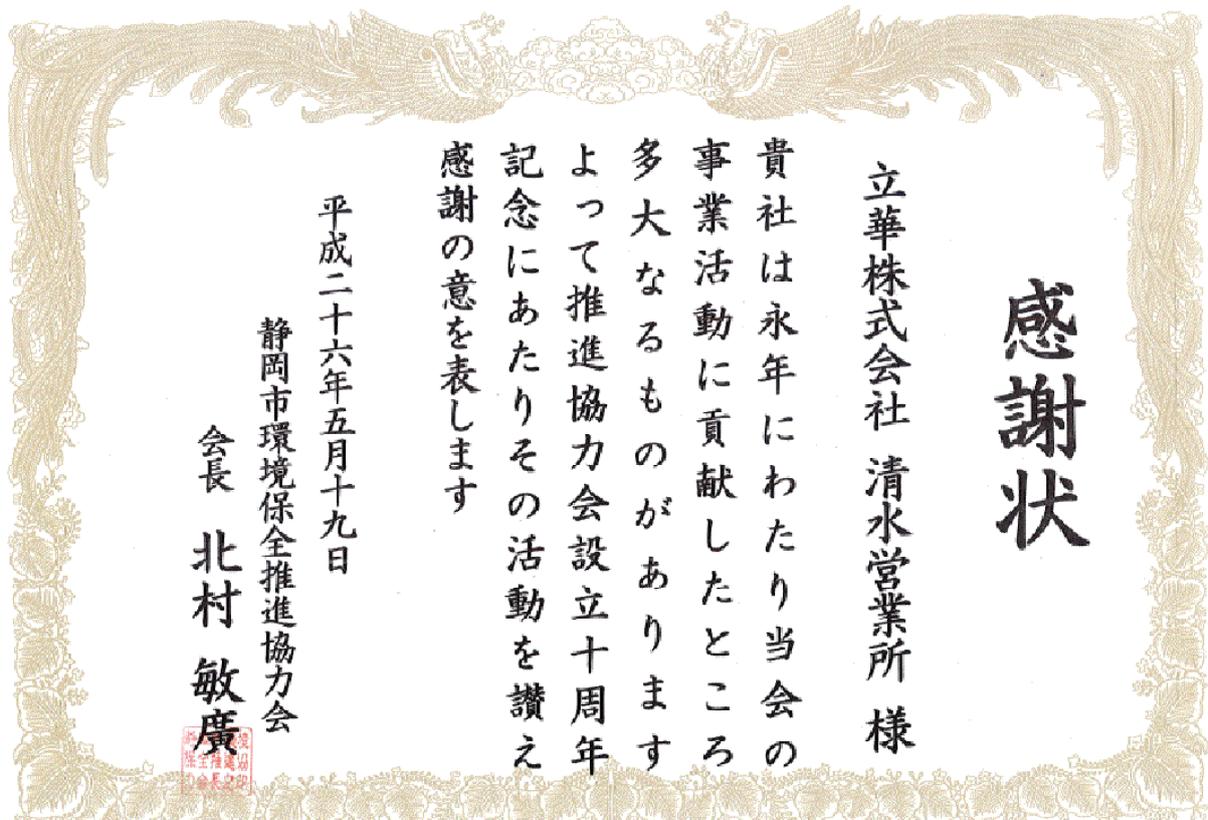
2) テトラクロロエチレン(別名：パークロルエチレン)

3) トリクロロエチレン

RIKKA TOPICS

静岡市環境保全推進協力会より感謝状を頂きました。

環境保全に取り組む事業所で作る「静岡市環境保全推進協力会(会長:北村敏廣・静岡新聞社専務)」の設立10周年記念式典において、感謝状を頂きました。



(平成25年度 静岡市三保真崎海岸での清掃活動の様子)

弊社では毎年、弊社従業員とその家族で静岡市三保真崎、大浜海岸での清掃や三保松原での植樹・下草刈りを実施しております。今回はこれから活動に対し、表彰されたものです。

このような自然保護活動を通じ環境に携わっている会社として微力ではありますが地域皆様のために今後も協力させていただきます。